

# 令和8年度 南相馬市 妊婦にやさしい遠方出産支援事業

市では、遠方の分娩取扱施設（ 1 ）及び産科医療機関等で出産や妊産婦健診を受診する必要がある妊産婦の方を対象に、妊産婦健診及び出産に伴う交通費や宿泊費の一部を助成します。（宿泊費については、同行者1人分についても助成。）

（ 1 ）分娩を取り扱う病院や診療所、助産所

## 対象者

1. 南相馬市に住所を有し、次のいずれかにあてはまる方  
（妊産婦健診については、令和8年4月1日以降分が対象です。）
  - ・住所または里帰り先から最も近い分娩取扱施設及び妊産婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで、おおむね60分以上の移動時間を要する妊産婦
  - ・医学的な理由等により、周産期母子医療センター等（ 2 ）で分娩及び妊産婦健診を受診する必要があり、自宅または里帰り先から最も近い周産期母子医療センター等までおおむね60分以上（ 3 ）の移動時間を要する妊産婦
2. 1に該当する方が分娩取扱施設等の近隣宿泊施設に宿泊した場合、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊した方（妊婦1人につき同行者1人まで）
  - （ 2 ）母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等に対応する施設
  - （ 3 ）分娩取扱施設又は周産期母子医療センター等まで、妊産婦が選択した移動手段（タクシー、自家用車及び公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情等その他の事情等を勘案した上で、標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると市長がみとめた場合に限る。

## 助成内容

\* 助成額は以下により算出した額となります。

1. 交通費：往復分の費用の一部を助成します。（妊婦健診上限14回、産婦健診2回）
  - （タクシーの場合）  $\text{実費額} \times 0.8$  \* 産婦健診時のタクシー代は対象外
  - （自家用車の場合）  $\text{距離数(km)} \times 37\text{円} \times 0.8$
  - （公共交通機関の場合）  $\text{市の旅費規程に準じた額(実費額を上限とする)} \times 0.8$   
その他移動手段を含む
2. 宿泊費：出産までの間、待機のために分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合における宿泊費を助成(出産時の入院までの前泊分として、最大14日分。同行者1人分を含む。)  
実費額(1泊当たり11,800円を上限とする)から、1泊当たり2,000円を控除した額



## 申請方法

南相馬市妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、以下の書類を添付し、妊産婦健診受診日又は出産日から6か月以内に申請してください。

### 【必要書類】

タクシー、鉄道、バス等の公共交通機関の利用日及び利用料金が確認できる領収書の写し

\* 高速道路の料金は対象外

\* 領収書等がない場合には、路線検索サイト等による運賃及び路線等の確認できる書類で領収書等に代えることができます。

宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書の写し

出産日、分娩した施設、妊産婦健診受診日、受診した産科医療機関等が確認できる母子健康手帳等の写し(「妊娠中の経過」「出産の状態」のページ)

助成金の振込先が確認できるもの

\* 申請者(妊婦)本人の通帳またはキャッシュカードの写し

印鑑

お問合せ先：南相馬市こども家庭課母子健康係（0244-24-5218）